

認証手続を代理申請する際の委任状について

代理申請の場合は、今まで通り、代理委任状が必要です。

弊処で認証手続を行う場合は、**神奈川県**または**静岡県**内の公証人役場で認証したものをお持ち下さい。

公証人役場での認証の有無については、下記の通りです。

【法人関連の書類】

	従来	現在
公証人での認証	必要	必要

【個人名義の書類（授權書（委任状）の場合）】

	従来	現在
公証人での認証	必要	必要

※委任者本人が弊処に申請に来れない場合は、本人が公証人役場に出向いて、
授權書＋代理委任状に対して認証を受ける必要がある。

【個人名義の書類（授權書以外の場合）】

	従来	現在
公証人での認証	必要	不要

※代理委任状の署名欄にパスポートと同様の自筆の署名があるもの。

※パスポートがない方は、それ以外の**顔写真付きの身分証明書**と、別途印鑑登
録証明書を提出し、委任者署名欄にも押印すること。